

電動キックボードに関する要望

□ 型式認可制度の基準調和

電動キックボードの普及が進んでいるドイツでは、電動キックボード用の型式認可制度が既に存在し、「Personal Light Electric Vehicles」として自動二輪車より簡便な要件で認可取得が可能。
(後写鏡、方向指示器、制動灯、番号灯不要。警音器はベルで代用可)

**=> 基準調和・また国際流通商品という観点から、日本においても同等の要件で基準を策定いただきたい
(ドイツで認可取得済の電動キックボードは日本で走行可能にしていきたい)**

□ 制動装置の保安基準規制緩和

現保安基準： 原付二輪においては前後輪それぞれに物理的なブレーキが必要

e-scooter： <前輪> 回生ブレーキ（≠物理的ブレーキ）
 <後輪> ドラムブレーキ 及び 足踏みブレーキ

細目告示第242条第3項第1号「二輪の原動機付自転車にあつては、2個の独立した操作装置を有し、前車輪を含む車輪及び後車輪を含む車輪をそれぞれ独立に制動する主制動装置」

**=> 電動キックボードの制動装置は、「独立した2系統を有する」ことを要件としていただきたい
また、回生ブレーキを制動装置として認めていただきたい**

弊社E-scooterの現状



速度/バッテリー残量表示、電源



警音器（ベル）



前照灯、前部反射器



前輪制動装置（回生ブレーキ）



後輪制動装置（ドラム、足踏みブレーキ）



尾灯、後部反射器、登録番号ステー